２.廃電気電子機器

2.1.概観

廃電気電子機器の回収とリサイクルを規定する 2 つの指令「廃電気電子機器指令案 2002/96/EC（WEEE）」と「電気電子機器有害物質の使用制限指令 2002/95/EC（RoHS）」は 2003 年 2 月 13 日に施行した。それによって、EU 構成国は指令施行後 18 ヵ月以内、つまり 2004 年 8 月 13 日までに指令の内容を国内で法制化するよう義務付けられた。各構成国は国内で廃電気電子機器のリサイクルに関してそれぞれ独自の施策を講じてきているが、2004 年 9 月末時点で EU 指令を国内で法制化したのは、ギリシア、オランダ、フィンランドの 3 カ国しかない状況である。

これまでの慣習では、構成国が指令に規定された国内法制化期限を遵守しなかった場合、欧州委員会は数カ月の猶予期間を経た後、数カ月の間隔で 3 回警告を発する。それでも国内法制化が履行されない場合、欧州委員会は欧州司法裁判所に提訴し、欧州司法裁判所が判決を言い渡すことになる。ここで欧州司法裁判所が不履行と認めた場合でも欧州委員会には強制執行権はなく、再び 3 回まで警告を発することができ、それでも構成国が履行しない場合、欧州司法裁判所に再提訴され、場合によっては金銭的な制裁などが課せられることになる。

こうした手続きは通常 4 年ほどかかるが、今回の 2 つの指令に関してはすべての国で法制化に向けた準備が講じられており、遅くとも 2005 年末までには各構成国で法制化が完了しているものと予測されている。

2 つの指令の内容に関しては、すでに様々な形で報告されているので、ここでは触れないが、次の点に留意する必要がある。それは、WEEE 指令が政策を遂行するための立法を行うことを定める EU 条約 175 条を法的基盤にしているのに対して、RoHS 指令は域内市場における規制を統一するために構成国の法規を調和させるための措置を定める EU 条約 95 条を法的基盤にしているということである。そのため RoHS 指令では、国内法制化において独自の施策を講じる余地は構成国にほとんど与えられていない。さらに今回ヒアリングした限り、産業界も RoHS 指令においては、構成国毎に特別の規制があることを望んでおらず、EU 指令がそのまま 1 対 1 で法制化されることが、産業界にとって最も安上がりになると考えている。そのためリポートも、WEEE 指令の法制化の状況を中心として報告している。

本リポートの作成に際し、英国政府の委託で各構成国における WEEE 指令の実施状況を定期的に調査して報告している「パーチャーズ・リポート（Perchards Report）」が最も参考になった。なお、リポートでの法制化の状況は、一部を除くと 2004 年 9 月末時点での状況である。また、一部について

は、新たに得られた情報からできる限りそれを更新した。

2.2.従来の構成国

2.2.1.アイルランド

１）法制化の状況：

自治体を含めて産官でタスクフォースが設置され、2004 年 4 月に報告書が提示された。それに応じて枠組みとなる法律が作成されている。ただし、2 つの指令を実施するための具体的な規則は、枠組みの法律制定後に策定される。

そのため、以下に述べる具体的な施策は、主にタスクフォースの勧告によるものである。

２）回収：

自治体の回収施設で引き取り、そのコストは自治体が負担する。ただし、既存施設だけでは不十分なので、政府と自治体が回収施設を適切にネットワーク化する方法を考えるほか､新しい施設では分別など廃棄物管理も行われる予定。

販売業者は製品の購入と引き換えに廃製品を引き取り、自治体の回収施設に無償で引き渡す。製品の購入がない場合、販売業者には引取義務はなく、消費者が直接回収施設に引き渡す。自治体の回収施設からの引き取りは、製造業者の責任で行われる。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品の場合、新製品（タスクフォースの報告書は 2005 年 8 月 13 日以降に上市された製品と定義している）については製造業者が負担し、それ以前に市場に出ていた製品（ヒストリカル・ウエスト）に関しては、市場シェアに応じて製造業者がコストを負担する。

一般家庭以外からの廃製品の場合は、製品の購入と引き換えに製造業者が廃製品を引き取り、それ以後のコストを負担する。製品購入がない場合、最終ユーザが回収とリサイクルの費用を負担することになる。しかしその場合、最終ユーザと製造業者が個別にコスト負担について合意する余地が設けられる予定。

４）システムの確立：

タスクフォースはこれまでの容器包装廃棄物や産業廃プラスチックの回収とリサイクルの経験から、ひとつの非営利共同システムを確立することを勧告しており、政府もその意向である。しかし法的には、複数のシステムが確立されてもいいことになるとのことである。

さらに、製造業者とその製品の種類と量を登録し、資金を管理する独立した調整機関も設置される予定で、登録はオンライン方式で実施することが検討されている。

５）ビジブルフィー：

政府は、法的にビジブルフィーを表示することができるようにする意向だが、実際にビジブルフィーとするかどうかは関連業者の判断に委ねられることとなる。

2.2.2.イギリス

１）法制化の状況：

イギリス政府は 2004 年 7 月 30 日、WEEE 指令と RoHS 指令を法制化するための法案を提示し、同年 10 月 29 日までに法案に対する公衆からのコメントを受け付けた（諮問期間）。

現在までのところ、2005 年第 1 四半期に電気電子機器の製造業者／輸入業者の登録が行われ、2005 年 8 月 13 日から廃製品の処理とそのコスト負担が製造業者／輸入業者の責任で行われ、販売業者は廃製品の無償引取りを開始することになる。

RoHS 指令に挙げられた有害物質の使用禁止事項は 2006 年 7 月 1 日から実施される予定で、指令に規定されたリサイクル率は、2006 年末までに達成できるものと見込まれている。

２）回収：

販売業者は 2005 年 8 月から、新製品の購入時に廃製品を無償引取りすることを義務付けられる。販売業者はそれに代わって、国務大臣によって登録、許可された処理業者等にそれを委託することもできる。

回収された廃製品を製造業者に引き渡す問題については、まだその取扱が確定していない。現在以下の 3 つの方法が検討されている。

1) 回収施設は回収容器が一杯になった段階で NHC（以下の４）項参照）に連絡し、NHC が製品毎に製造業者ないしその処理業者に回収を指示する。
2) 廃製品は、製品に応じて回収施設から定期的に製造業者ないしその処理業者に引き渡される。この方法は大手製造業者によって支持されているが、政府は支持していない。
3) 回収施設で回収されたすべての廃製品は、期間を規定してその期間に指定された製造業者間で分配して引き渡される。

なお政府は、取扱を簡素化するため、WEEE 指令の製品グループをいくつかにまとめる意向である。現段階では、ａ）グループ 1 と 10、ｂ）グループ 3 と 4、ｃ）グループ 2 と 6、7、9、ｄ）グループ 10 に分類される予定。グループ 8 の医療機器は、公共回収場所では回収されないので、考慮されていない。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品に関しては、製造業者／輸入業者が個別ないし共同のシステムを確立することで、回収、処理のコストを負担する。

一般家庭以外からの廃製品に関しては、製造業者／輸入業者が 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品のコストを負担し、それ以前に流通した製品の場合も同等品が購入される場合に限り、製造業者／輸入業者がコストを負担する。同等品が購入されない場合は、最終ユーザ負担となる。

また現在、処理コストの保証問題で、イギリス政府は EU 委員会と交渉している。イギリス政府の考えは、製造業者の登録とともに処理義務を果たすための第一歩が開始されたことになり、毎年の登録時に製造業者の市場シェアに応じて、処理すべき廃製品量を割り当てることで（メーカーの所属不明のものも含めて)、WEEE 指令のいう保証義務は満たされるとみられ、それ以外の形式的な保証義務は必要ないというものである。

４）システムの確立：

廃製品のリサイクルは、電気電子製品リサイクル委員会（ICER）によって行われる。製造業者の登録とリサイクル状況のデータ把握を行う機関として、製造業者側は NHC（National Clearing House）の設置を提案した。NHC は 1)政府の委託で製造業者／輸入業者の登録、2)回収場所一覧の管理、3)登録料の徴収と登録料の配給（特に、関連官庁のコストをカバーするため)、4)市場シェアに応じた回収された廃製品の割り当て、5)リサイクル状況の調査、6)義務を履行しない業者の管轄当局への通知などの事務を行う。NHC は、民間機関として設置されるが、監査役会には政府の代表も参加することになる。

NHC は当初、2005 年１月 1 日から事務を開始する予定であったが、これらの案は政府と交渉するための原案でしかなく、今後さらに詳細が検討されなければならない状況で、NHC がいつ立ち上がるかは、まだ予測がつかない状況である。

2.2.3.イタリア

一般廃棄物、危険廃棄物、容器包装廃棄物に関する EU 指令を国内で法制化した 97 年 2 月 5 日の法律 22 号（ロンキ法）が、一部の廃家電製品の処理に関してすでに規制している。それによると、冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫、テレビ、コンピュータ、洗濯機、食器洗い器、エアコンの廃家電製品は、登録された販売業者ないし、自治体処理業者、認定された回収場所にしか引き渡してはならないことになっている。ただし、ロンキ法でいう生産者には、流通業者や輸入業者は含まれない。

１）法制化の状況：

2 つの EU 指令により、イタリアでも、廃棄物に関するロンキ法に続く新たな国内法の制定が義務付けられた。2003 年 11 月 30 に施行した EU 法は、政府が国内で法制化すべき EU 指令を挙げており、その中には WEEE 指令と

RoHS も挙げられている。しかし、これまでのところ 2 つの指令を実施するための国内法規の草案はまだ作成されておらず、この問題に審議する作業部会が設置されたにすぎない状況である。

環境省内には、大臣直属の環境関連委員会と部局が約 25 設置されているが、廃棄物政策に関しては、「生活の質担当局」（Direzione per la Qualità della vita）が国の政策立案上の重要な役割を演じている。

イタリアの法制化の過程で最大の問題は、廃棄物処理における「南北格差」である。イタリア北部及び北東部は従来から廃製品の処理に対する関心が高く、欧州諸国並みか、あるいは欧州諸国の平均レベル以上の処理システムと処理能力をもっている。商業都市ミラノを中心とするロンバルディア州、イタリアを代表するフィアット社のあるトリノを中心とするピエモンテ州、さらには工業都市の散在する北東部、ヴェネト州等イタリアの北部及び北東部は WEEE 指令に対する準備は比較的進んでいる。しかし、ローマを中心とする中部、ナポリ、シシリアを中心とするイタリア南部では、廃棄物に対する関心も薄く、生産者側の準備も EU 指令の国内法制化に対応できるレベルまで進んでいない。

したがって、国政レベルでの統一された法案づくりは地域間格差を考慮すると、各地域の関係者間での調整が非常に難しい状況となっている。

これらの問題に関して政府の環境大臣と産業大臣は、まず関連する製造業者、輸入業者、販売業者、公共処理業者、民間処理業者が回収施設の全国組織形態や、廃製品に含まれている物質のリサイクルの実施、リサイクルできない物質の処分（公共処理業者が担当）などについて、まず具体的に合意すべきだとしている。政府側は 2005 年４月から 6 月までに政府内の調整を終えたいとのことである。

２）コスト負担：

2005 年 8 月 13 日以降に上市される新製品に対するコスト負担は、製造業者が個別ないし共同で責任を負う。それ事前に市場に出てしまっていたヒストリカル・ウエストに対しては、製造業者が共同で責任を負担する。

一般家庭以外からの廃製品に関しては、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の場合、販売業者と購入者で合意できない場合に限り、製造業者がコストを負担する。2005 年 8 月 13 日前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）の場合、代替新製品の購入があれば、その製造業者がコストを負担する。ただし、廃製品の重量が代替新製品の倍以上ないし型式、機能が同等でない場合は、製造業者はコストの負担を拒否することができる。代替品の購入がない場合は、最終ユーザがコストを負担する。

３）システムの確立：

現在、共同実施システムを確立するためのコンソーシアムを確立することで、

製造業者間で協議中である。

2.2.4.オーストリア

１）法制化の状況：

WEEE 指令は、廃棄物経済法の改正と、電気電子製品命令と廃棄物処理義務命令の制定によって法制化される。

廃棄物経済法の改正案と廃棄物処理義務命令案に関しては、2004 年 9 月までに政府内の審議を終了しており、今後国会に提出される。電気電子製品命令案は省庁案が 2004 年 9 月に提示された。

なお廃棄物処理義務命令は、廃電気電子製品ばかりでなく、電池や蓄電池、ワニス、塗料、溶剤、医療廃棄物、混合残留物、PCB 含有廃棄物もカバーする。同命令は、WEEE 指令の第 6 条と付属文書 III の規定を法制化する。

２）回収：

製造業者と輸入業者は、99 の地域毎に最低ひとつの回収センターを設置し、販売業者や消費者、自治体処理業者から廃製品を無償で引き取る。また、2005 年 8 月 13 日前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）を回収するための回収システムを確立する。それに対して自治体も、廃製品の回収施設を設置する。

消費者は 2005 年 8 月 13 日から、廃製品を自治体の回収施設や製造業者の回収センターに引き渡すことになる。同等品を購入する場合は、販売業者に引き渡すこともできる。ただしこの場合、製品台数 1 対 1 で引き取らせるのか、重量ベースで引き取らせるのかは検討中。なお販売業者は、引き取った廃製品を製造業者の回収センターに引き渡す。

回収は、EU 指令の製品カテゴリーではなく、5 つの処理カテゴリー（茶色製品、青色製品、モニター付き製品、小型製品／ランプ）に応じて実施される。

３）コスト負担：

製造業者は回収施設／センターからのコストを負担する。自治体のコスト負担の配分については、現在協議中。製造業者はコスト負担の義務を個別に果たすこともできるし、共同で市場シェアに応じてコストを負担することができる。ただし、事前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）については、共同でコストを負担する。

一般家庭以外からの廃製品の場合、家庭用製品としても使用できる製品は家電として一般からの廃製品と同様に扱われる。業務専用製品の場合、同等品が購入される場合、製造業者がコストを負担する。同等品の購入がない場合は、最終ユーザがコストを負担する。

４）システムの確立：

登録機関の設置は環境省管轄だが、事務を法人組織に委託する意向である。

回収・リサイクルを実施する機関としては、すでにランプを回収、リサイクルするランプ環境フォーラム（UMF）と、一般家庭から冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなどを回収する家庭環境フォーラム（UFH）がすでに設置されている。近いうちに、UFH が登録も含め、WEEE 指令のカテゴリーに属する廃製品の回収、リサイクルを実施したいと表明している。

５）ビジブルフィー：

現在、審議中。ただし、ヒストリカル・ウエストとして取り扱われることになる新製品に関しては、8 年間処理コストが別途表示されることになるとのこと。なお、処理コストには販売業者の取扱料が含まれてはならない。

2.2.5.オランダ

１）法制化の状況：

2004 年 7 月に、WEEE 管理規則（EU の WEEE 指令）と WEEE 管理命令（EU の RoHS 指令）が成立した。いずれも、2005 年 1 月 1 日に施行。ただし、照明器具だけに関しては 2005 年 8 月 15 日からの施行。適用範囲は EU 指令に準じる。

２）回収：

自治体（自治体連合も含む）は、管轄地域内に最低 1 箇所の回収施設を保持して、分別回収の責任を負う。それによって、最終所有者ないし販売業者は一般家庭からの廃製品を無償で引き渡す可能性を得る。処理される廃製品が一般家庭用と同等の製品であれば、販売業者はこれらの廃製品が一般家庭からのものでなくても、自治体の回収施設に引き渡すことができる。

販売業者は同等品の購入と引き替えに、廃製品を無償で引取らなければならない。ただし、廃製品が保健ないし安全上問題がある状態であれば、引取りを拒否することができる。

製造業者は独自に、一般家庭から排出される廃製品の引取りシステムを確立することができる。ただしその場合、引取りシステムは EU の WEEE 指令の条件を満たすものでなければならない。

製造業者は遅くとも 2005 年 8 月 13 日までに、一般家庭以外から排出される廃製品に対して、自社製品の分別回収を独自に実施できる状況になっていなければならない。

３）処理：

製造業者は、一般家庭から排出され、自治体ないし販売業者によって回収された廃製品及び一般家庭以外から排出された廃製品を回収して、最良の技術によって処理が行われることに対して責任を負う。ここでいう最良の技術は、

IPPC（統合的汚染防止管理）指令（96/61/EC）に準じて詳細を規定することもできる。

処理施設の運転許可を得るには、WEEE 指令付属文書 II と III にある要求事項を満たしていなければならない。ただし、自治体と販売業者の回収施設は処理施設とはみなさず、この要求事項を遵守する必要はない。

再使用、リサイクルの目標は、WEEE 指令の目標に準じる。なお、部品の再使用はリサイクル率に加算されるが、製品全体の再使用はリサイクル率には加算されない。また EU 域外に輸出される廃製品は、廃製品輸出業者が輸出された廃製品が EU 基準に従って処理されたことを証明しない限り、リサイクル率には加算されない。

リサイクル率の目標は、新しい規則は既存の国内法規をベースにしているので、EU 指令のいう 2006 年末ではなく、2005 年 1 月 1 日から適用される。

４）コスト負担：

一般家庭からの廃製品については、製造業者が 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の回収、処理の資金と組織に責任を負う。ここでいう上市は、国内市場とは限らず、EU 市場での最初の販売、使用のことで、製品の型式ではなく、個々の製品に関して適用される。なお、無償提供される場合も上市とみなされる。

製造業者の責任は、廃製品が自治体回収施設ないし販売業者に引き渡された時点ではじまり、製造業者は廃製品の分別（商標毎、製品種類毎）のコストも負担するが、これを第三者に委託することもできる。

それ以前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）の処理コストは、コストが発生する時点での市場シェアに応じて、各製造業者がその処理コストを負担する。

製造業者は、倒産した場合であっても、自社製品の処理コストを負担することを保証しなければならない。保証は、リサイクル保険や封鎖銀行当座勘定、適切な融資機構への所属によって行うことができる。

一般家庭以外から排出される廃製品については、製造業者が 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の回収、処理の資金と組織に責任を負う。それ以前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）の処理は、最終ユーザが責任を負う。ただし、製造業者と最終ユーザは、独自にそのコスト負担について合意することもできる。

５）システムの確立：

オランダは、欧州では最も早くから廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルに取り組んでおり、すでに 3 つのシステムが確立されている。ａ）NVMP システム、ｂ）ICT Milieu 機構、ｃ）Stichting Lightrec である。

ａ）NVMP システム：

2000 年 1 月に始動したシステムで、１）白物、２）茶物、３）エアコン、換気装置、4）電気工具、5）金属・電気製品の 5 つの処理組織で構成される。システムの資金は、ヒストリカル・ウエストを含むすべての廃製品の処理コストをカバーする処理税によって調達される。そのため製造業者は、上市する製品数を通知するとともに、こうしたデータを管理する独立機関の運営コストを共同負担する。ただし回収コストは、製造業者／輸入業者から販売業者に請求され、販売業者が最終的に新製品に上乗せして消費者から徴収する。

製品に課せられる料金は現在、1 ユーロ（コーヒーメーカー、掃除機など）から 17 ユーロ（冷蔵庫、冷凍庫など）となる（付加価値税（VAT）を含む)。なお、電子レンジ、ドライヤー、ひげそり、ビデオプレーヤーなどの多くの小型製品には、料金は徴収されない。

新製品の購入時には、販売業者は同等の廃製品を無償で引取ることが義務付けられている。

ｂ）ICT Milieu 機構：

IT 機器、事務機器、通信機器の処理を行う。160 の製造業者、輸入業者によって設立された。製品毎に料金は徴収されず、機構に参加する業者が実際のリサイクルコストに応じて､そのコストを負担する｡販売業者が廃製品を引取り、製造業者は処理業者までの輸送費を負担する。処理業者は、廃製品の量と質を記録して、製造業者が負担するべきコストを計算する。

製造業者は製品の種類毎に、上市した製品の総重量を経営監査会社 Cap Gemini Ernst and Young に通知し、同社は業者毎に負担すべき料金を換算、徴収し、それを各処理業者に配給する。なお製造業者、輸入業者は、廃製品の処理後に月毎に料金を支払う。現在の料金は、5kg のプリンターで約 2.75 ユーロ、30kg のパソコンで 15 ユーロである。

ｃ）Stichting Lightrec：

Philips や SLI Benelux、Cooper Menvier などの企業によって、照明器具の処理に関する規制が施行するのに備えて､2003 年 12 月に設置された｡ただし、実際の廃製品の回収とリサイクルは、前述の NVMP によって行われる。

６）ビジブルフィー：

新製品の販売時に、消費者に処理コストを別表示してはならない。ただしヒストリカル・ウエストとなるものに限り、2011 年 2 月 13 日（大型家電製品に限り、2013 年 2 月 13 日）までビジブルフィーが認められる。

製品には、分別回収のシンボルマーク、製造業者の表示、2005 年 8 月 13 日以降に上市されたことの表示が施されなければならない。分別回収のシンボルマークに限り、製品への表示ができない場合、包装や取扱説明書、保証書に表

示することが認められる。

2.2.６.ギリシア

１）法制化の状況：

2003 年 3 月に 2 つの EU 指令に準じた命令が成立し､すでに施行している。WEEE 指令の付属文書 IA と IB、II、III は、そのまま準用された。

２）回収：

販売業者は、１：１ベースで無償引取りを義務付けられる。回収は、自治体と協力する形で新しいシステムが確立される。命令は、地方の条件に応じて個別のシステムを確立することを求めている。なお、一般家庭からだけの廃製品を回収するのは、認められない。

現時点では回収、リサイクルするインフラが整備されていないことから、製造業者と輸入業者は合同で１つの回収システムを確立することで合意した。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品に関しては、新製品とヒストリカル・ウエストの区別はない。製造業者はその市場シェアに応じて、実施機構に資金を負担する。なお、製造業者が市場シェアに応じて、独自の実施システムを確立することも可能。

一般家庭以外からの廃製品に関しては、購入者と販売業者の間で合意がなければ､製造業者が 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品に対してコストを負担する。それ以前に市場に出ていた廃製品（ヒストリカル・ウエスト）の場合は、１：１ベースでの無償引取りを原則とし、コストは製造業者が負担する。

４）システムの確立：

環境省の責任で、製造業者の登録と製品の市場流通データ、廃製品の回収・リサイクル・処理、輸出に関するデータ収集が行われる。

実施機構としては、一般家庭ばかりでなくそれ以外からの廃製品も担当する Recycling of Appliances S.A.が設置された。新機構の資金は、製造業者の市場シェア（主に重量ベース）に応じて製造業者によって負担される。

５）ビジブルフィー：

命令は原則として、ビジブルフィーを認めていないが、8 年間（大型家電製品は 10 年間）ビジブルフィーが認められる。

2.2.7.スウェーデン

スウェーデンでは、廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルは 2001 年 7 月に開始された。スウェーデンのシステムは、自治体と関連業界の協力をベースとするもので、自治体は廃電気電子機器の回収に責任を負い、回収した機器

は関連業界団体によって設立された民営会社 El-Kretsen に引き渡される。さらに、El-Kretsen と自治体の共同システムとして EL-Retur が設置され、広報活動などが行われている。

１）法制化の状況：

2 つの EU 指令を法制化するための命令案が、2004 年 5 月に提示された。国会はこの件に関して環境法によって内閣に全権を委託しているので、命令案が修正後閣議決定されれば、法制化が実現する。

処理や情報開示義務などに関する実施規則は、環境省によって公布される予定。

命令案は多くの点で 2 つの EU 指令に準じているが、製造業者の対応状況に関する情報開示義務などで、情報を開示するかどうか、製造業者に独自に判断できる余地を与えている。

なお、命令案は一般家庭からの電球や照明具等も対象としている。

２）回収：

一般家庭からの廃製品は、消費者が規定の自治体回収場所に引き渡すか、歩道に出しておけば自治体処理業者によって回収される。回収システムの確立は、自治体と製造業者の話し合いによって実現される。販売業者は廃製品の引取りを義務付けられていないが、新製品の購入時に同等の廃製品を無償で引取ることもできる。ただし、規定の回収場所を知らせれば、販売業者の義務は満たされたものとされる。これは、一部の有害廃製品が販売業者に引き渡されるのを回避するための措置である。

販売業者が引取った廃製品は、販売業者が回収場所に引き渡すか、El-Kretsen に年に 1 回引取りにくるよう要求することができる。

一般家庭以外からの廃製品は、最終ユーザが規定の回収場所に引き渡す。ただし、同等の新製品が購入されている場合は無償だが、それ以外の場合は処理料金を負担しなければならない。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品に対しては、製造業者は 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品に対して十分な保証を提示しなければならない。また、独自の処理システムを確立したか、共同システムに参加していることを証明しなければならない。

４）システムの確立：

既存のシステムが継続される。実際には、自治体が廃製品の回収を行い、そのコストを負担する。処理コストは、各製造業者がその売上と製品種類に応じて分担負担している。

すでに、一般家庭からの廃製品には 600 超の回収場所、それ以外からの廃製

品には 250 の回収場所が設置されている。

なお、登録事務、物量や実施状況の報告は、環境省によって行われる。

５）ビジブルフィー：

製造業者と輸入業者は新製品にリサイクル料金を上乗せするが、リサイクル料金は製品価格と別表示されてはならない。製品には「ELRETUR/El-Kresen 加入」などの表示があればいい。

2.2.8.スペイン

１）法制化の状況：

2004 年 7 月に第 3 命令案が提示された。命令案は、製造業者の登録に関する項を設けていない。それは、関連法の改正が必要なためで、そのためには両院で可決されねばならず、命令の成立よりも時間がかかるものとみられる。

２）回収：

最終ユーザは廃製品を無償で、販売業者や流通業者、指定の回収場所に引き渡す。販売業者や流通業者は、新製品の購入があった場合、同等の廃製品を無償で引取るよう義務付けられる。

人口 5000 人超の自治体は、一般家庭からの廃製品の分別回収を義務付けられる。それ以下の自治体は、独自のシステムによって回収を行う。

一般家庭以外からの廃製品については、製造業者が分別回収システムを確立して、処理施設への輸送を請け負う。自治体は、製造業者との合意があれば、製造業者のコスト負担で一般家庭以外からの廃製品を回収することもできる。

３）コスト負担：

製造業者は、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の回収、処理に責任を負う。そのため、製造業者は回収、処理のためのシステムを確立するとともに、その資金を調達しなければならない（独自に、あるいは共同で）。

2005 年 8 月 13 日以前に流通していた製品の場合は、一般家庭からの廃製品に対しては、製造業者がその市場シェアに応じて、回収と処理コストを負担する。一般家庭以外からの廃製品の場合、同等品の購入があれば、回収・処理は製造業者の責任で行われるが、同等品の購入がない場合は、最終ユーザが回収・処理のコストを負担する。ただし、製造業者とユーザが個別に取扱について合意することも認められる。

４）システムの確立：

産業界では、回収のためのイニシアチブがいくつも誕生しているが、それを規制する法的な枠組みはまだ存在しない。

５）ビジブルフィー：

ビジブルフィーは、認められない。しかし、2005 年 8 月 13 日以前に市場に

出ていた製品については、2011 年 2 月 13 日（大型家電製品に限り、2013 年 2 月 13 日）まで処理料金を別途表示することが認められる。

2.2.9.デンマーク

現在、1998 年の命令によって廃電気電子機器の回収、処理が行われている。

１）法制化の状況：

国内法制化は、環境法の改正（追記）の形で実現される。それによって、環境大臣に廃製品の処理を規制する行政規則を公布する権限が与えられることになる。2004 年 3 月末までに法的拘束力のあるものとして公布される計画である。

以下は、現在実施されているシステムの内容である。

２）回収：

自治体の回収、処理施設の利用が、一般家庭とそれ以外の最終ユーザに義務付けられている。一般消費者は、廃製品を販売業者に無償で引き渡し、販売業者はそれを自治体業者に引き渡す。廃製品が一般家庭からのものであることが証明されれば、廃製品は無償で引取られる。それ以外の場合は、販売業者は処理コストを支払うか、独自に処理しなければならない。ただし独自に処理する場合は、回収、処理、リサイクルのための許認可が必要となり、年毎の報告義務も課せられる。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品の処理コストは、一般廃棄物に対する課税によって資金調達されている。

一般家庭以外からの廃製品の処理コストは、最終ユーザが負担している。ただし、独自に処理することが証明できれば、その負担からは解放される。

2.2.10.ドイツ

１）法制化の状況：

2 つの EU 指令を法制化するための法案が 2004 年 9 月 1 日に閣議決定され、国会に提出された。法案は 2005 年 1 月 20 日、連邦議会（下院）を通過、上院の連邦参議院では約 1 カ月後の 2 月 18 日に採決される。法案に対しては自治体側の負担が大きいことから自治体側の反発が強い。州政府の代表で構成される連邦参議院では、国政野党が過半数を占めているが、国政最大野党のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）が連邦議会で法案に賛成したことから、法案の連邦参議院通過は問題ないものとみられる。

適用範囲、定義は WEEE 指令に準じる。その他、RoHS 指令の有害物質使用禁止条項と特定の利用を目的とした例外条項を盛り込んでいる。製品グルー

プ 8（医療機器）と 9（計装機器）は、禁止条項から除外される。

2006 年から住民 1 人当りの回収量最低 4kg が目標として設定される。この目標値は自治体毎ではなく、分別回収をベースとした全国平均値で換算される。なお環境団体は、この目標値はすでに達成されている可能性が高いとして、6kg を要求している。

２）回収：

一般家庭からの廃製品は、消費者が自治体施設に引き渡すことになる。自治体施設に引取りを依頼することもできるが、その場合自治体側は料金を請求することができる。自治体施設は、回収した廃製品を

1)大型家電製品、自動販売機

2)冷蔵庫

3)情報通信機器、ステレオなどのオーディオ娯楽機器

4)テレビ、モニター

5)水銀灯

6)小型家電製品、照明器具、電気電子工具、医療機器、おもちゃ、スポーツ・レジャー器具、計装機器

に分類して分別する。これらのコストは、廃棄物処理料金として自治体住民に請求されることになるとみられる。

自治体施設は、回収された廃製品が一定の最低量（前述 1）-4)のもの 30 立法メートル、前述の 5)のもの 3 立法メートル、前述 6)のもの 15 立法メートル）に達すると、中央調整機関（下述）にその旨を通知する。中央調整機関はそれを中央登録機関（下述）に連絡し、中央登録機関は製造業者／輸入業者ないしその委託業者に廃製品の引取りを要求する。なお回収容器は、製造業者によって自治体側に提供される。

回収された廃製品の所有権はまず自治体に移行し、自治体施設は回収した廃製品から再利用できる資源を回収できる。ただしこの場合、製造業者はその後の処理を義務付けられない。この条項は自治体側の要望で入れられたもので、自治体側はそれによって、廃製品を社会施設で再使用したり、処理を障害者などに委託することで、障害者のための雇用（8000 人から 1 万人）を創出することを考えている。この点について経済界は、廃製品の発生量が経済界に確定できなくなると同時に、自治体によるリサイクル・ビジネスを促進するものだとして反対の立場を表明している。

なお製造業者、販売業者は、廃製品を一般家庭から直接引取ることもできる。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品の場合、製造業者／輸入業者は自治体施設から引取る以降に発生するコストを負担する（引取りも含む)。

一般家庭以外からの廃製品では、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の場合、製造業者／輸入業者は適切な引取り方法を確立するとともに、処理コストを負担する。それ以前に流通していた製品の場合は、最終ユーザが処理コストを負担する。ただしいずれの場合も、製造業者／輸入業者は最終ユーザと独自に交渉して合意することができる。

４）システムの確立：

製造業者／輸入業者は環境省下の環境庁内に設置される中央登録機関に登録し、市場に出した製品に関する情報を提供するとともに、回収・処理コストの保証を提示しなければならない。ドイツから直接他の EU 構成国のユーザに製品を納入する業者も、ドイツで登録することが求められる。

ただし法律案は、中央登録機関の事務を民間組織に委託する権限を与えており、中央登録機関の事務は以下の EAR に委託されるものとみられる。

製造業者／輸入業者は法律施行後 3 カ月以内に共同の中央調整機関を設置しなければならない。製造業者／輸入業者は、上市した電気電子製品量（製品グループ別、一般家庭／一般家庭以外別、月毎)、自治体から回収した量／独自に回収した量（製品グループ別、毎年)、再使用量、リサイクル量、輸出量（毎年）を中央調整機関に通知する（重量単位、必要に応じ台数単位)。

中央調整機関は中央登録機関に、どの製造業者／輸入業者がどれだけの量を自治体施設から引取るべきかを計算するデータを提供する。計算は各製造業者／輸入業者の市場シェアをベースとし、所定の方程式で年毎に計算される。つまり、製造業者／輸入業者は市場シェアに応じて処理コストを負担することになるが、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品に関しては、製造業者／輸入業者が廃製品全体における自社製品のシェアを証明できれば、製造業者／輸入業者は中央登録機関に対して廃製品におけるシェアで処理コストを計算するよう申請することができる。

なお中央調整機関は、直接に回収・処理業者と業務委託契約を締結したり、仲介してはならない。

情報通信機器産業団体（BITKOM）と電気電子機器産業団体（ZVEI）は 2003 年 6 月、EU 指令に対処するため、廃電気電子機器登録（EAR）プロジェクト会社を設置してシステムを確立する準備を開始した。また 2004 年 8 月には、27 の企業と BITKOM、光学機器産業団体、ZVEI は関連業界から 550 万ユーロの資金を得て EAR 財団を設置し、電気電子機器の登録方法の開発と試験、廃製品の引取りのための自治体施設との調整を開始した。

中央登録機関は 2005 年 5 月から登録事務を開始するが、その場合新しく設置される EAR 運営会社が中央登録機関の事務を受託するとともに、中央調整機関として機能することになる。その後、EAR プロジェクト会社と EAR 財団

は解消される。
その他、容器包装廃棄物を回収、処理するシステムであるドイツ・デュアルシステム（DSD）は 2004 年 9 月から、ライプツィヒ市において試験的に小型の廃家電製品を資源ゴミを回収する黄色コンテナで回収するプロジェクトを実施している。
５）ビジブルフィー：
2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品には、ビジブルフィーは認められない。そのため、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品にはその旨の表示が施されなければならない。
それ以前に流通している製品（ヒストリカル・ウエスト）に対しては、製品グループ 1（大型家電）の製品に限り、2013 年 2 月 13 日までビジブルフィーが認められ、その他の製品には 2011 年 2 月 13 日までビジブルフィーが認められる。

2.2.11.フィンランド
１）法制化の状況：
1993 年の廃棄物法を補足する法律 452/2004 が、2004 年 6 月 4 日に国会を通過、WEEE 指令を法制化する電気電子機器令（852/2004）と RoHS 指令を法制化する命令は、2004 年 9 月 9 日に国会を通過した。それに伴い、2 つの EU 指令の法制化は実施された。内容的には、EU 指令に準じたものだが、いくつかの点で EU 指令と異なる。
２）回収とコスト負担：
EU 指令は 2006 年末までに住民 1 人当りの最低回収重量を 4kg と規定しているが、フィンランドでは回収できる廃製品はすべて回収される（ただし、その他の廃棄物とは混合してはならない）。
一般家庭からの廃製品の場合、販売業者は新製品の購入時に、廃製品を無償で引取るか、回収場所に関する情報を提供しなければならない。製造業者は、消費者が引き渡しできるようにするため、廃製品の回収ネットワークを構築しなければならない。
一般家庭以外からの廃製品の場合、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の処理コストは、製造業者によって負担される。それ以前に流通した製品の場合は、同等品が購入されると、原則は製造業者負担だが、購入者との間で交渉できる余地が設けられた。
自治体は、廃製品の回収を担当しない。製造業者はその責任で、回収場所を設置しなければならない。しかし政府は、製造業者が自治体処理業者や専門処理業者に委託するものと予想している。

また、共同システムに加入していれば、処理義務を履行することが証明されたとみなされる。
４）システムの確立：
地域環境センターPirkanmaa が製造業者の登録を担当する。共同システムに加入しない業者は、2005 年 2 月末までに Pirkanmaa にその旨を通知しなければならない。
一般家庭からのすべての廃製品を回収する共同組織として、SER-TUOTTAJAYHTEISÖ（電気電子機器製造業者組合）が設置された。また、B to B の分野からの廃製品の処理を請け負う処理組織を 4 つないし 5 つ設置することを計画している。

2.2.12.フランス
１）法制化の状況：
WEEE 指令と RoHS 指令の基本原則を定める命令の第 6 次案が、2004 年 7 月に提示された。命令案は閣議決定された後、公正取引委員会、地方自治体高等委員会、環境高等委員会の審査を受けて国務院に提出される。具体的な実施要領を規定するのは省令で、省令は関連省庁によって作成されて、命令とともに国務院に提出される。
最終的には、第 6 次案が多少修正された形で成立する見込みで、その内容は以下の通り。
適用範囲、定義、有害物質使用禁止条項、製品デザイン、処理は、EU 指令に準じる。
２）回収、コスト負担：
製造業者は必要があれば自治体と協力して、一般家庭からの廃製品の回収システムを確立する。ただし、どの地点から製造業者がコストを負担するのか、特に製造業者が自治体に対して分別コストを支払うのかどうかは、まだ最終決定されていない。
自治体が一般家庭からの廃製品の回収に責任を負い、製造業者が回収容器の提供を含めて自治体施設における分別に対してそのコストを負担することになるとみられる。
製造業者は、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の回収、処理に責任を負うことになるが、その費用を負担するのであれば、回収システムの構築義務を第三者（調整機関）に委託することもできる（そうした組織への加入だけでも十分)。製造業者が処理すべき廃製品の割合は、当該年における製品の市場シェアに応じて換算される。それ以前に流通していた製品の回収と処理については、製造業者は独自に実施システムを確立するか、そうした共同システムに加

入することが義務付けられる。

販売業者は、同等品の購入があれば、廃製品を無償で引取る。販売業者は廃製品の回収を独自に行うこともできるし、第三者に委託することもできる。

一般家庭以外からの廃製品についても、一般家庭からの廃製品の場合と同様の義務が製造業者に課せられるが、業務専門機器に関しては、購買契約で使用後の処理責任を購入者に移管することを規定することもできる。

３）システムの確立：

製造業者ばかりでなく、流通・販売業者の登録が計画されている。登録が民間ベースで行われるかどうかは未定。廃電池の回収、処理データを把握する環境庁下の Observatoire のように国家機関の監督の下で行われる可能性もある。

工業会の主導で電気電子機器回収リサイクル協会（SCRELEC）という組織が 99 年に設立され、廃電池などの回収を行っている。また 2002 年 7 月からナント市地域で廃電気電子機器の回収とリサイクルを実験的に行い、2003 年 10 月時点で住民 1 人当り 2.6kg の回収を達成した。

SCRELEC は 2002 年の段階で、国内の法制化が実現されれば、廃電気電子機器の回収とリサイクルを全国で展開したいとしている。

４）ビジブルフィー：

この問題がフランスで法制化が遅れている一番の要因。草案は一応、ビジブルフィーを認めている。ただし、大型家電のいくつかのタイプに対して、2011 年 2 月 13 日までビジブルフィーが認められる。2013 年 2 月 13 日までビジブルフィーが認められる機種は、別途省令などの形で規定される見込み。

2.2.13.ベルギー

廃棄物処理問題の立法権限は、フランドル、ヴァロン、ブリュッセル首都圏の 3 つの地域にあることから、地域毎に独自に法制化されなければならない。しかし各地域は、法制化において調整しており、EU 指令は全国で統一されたような形で実現される。

ベルギーでは、2001 年 7 月から廃電気電子機器の無償引取りとリサイクルが義務付けられており、そのための非営利組織としてレキュペル（Recupel）が設立された。

組織は、

１）Recupel ICT：情報通信機器、事務機器

２）Recupel AV：オーディオ機器

３）BW Rec：大型家電

４）Recupel SDA：小型家電

５）Recupel ET&G：電気工具、園芸用機器

６）LightRec：照明設備（2004 年 7 月から）
に分かれる。

回収される廃電気電子機器の約 75%は販売業者で引取られ、24%は自治体施設に直接持ち込まれ、自治体の回収コンテナで回収される。自治体施設に回収された廃電気電子機器は Recupel によって引取られ、前述した 6 つに分類されて国内でリサイクルされる。

Recupel の事業資金は、新製品の販売時に徴収されるリサイクル料によって賄われる。リサイクル料金が徴収される対象は前述した部門に属する電気電子機器に限定される。リサイクル料金は電気剃刀の 1 ユーロから冷凍・冷蔵庫 20 ユーロとなる。徴収された資金の一部は将来のリサイクルのため、引当金として貯えられている。現在、資金の多くは法律施行前に上市していた、いわゆるヒストリカル・ウエストのリサイクル・処理に回されている。

１）法制化の状況：

(1)フランドル：

まず、2003 年 12 月に廃電気電子機器等を取り扱う廃棄物抑制管理法令が改正され、改正は 2004 年 4 月末に公布された。その他の問題を取り扱う新しい法令も 2004 年 7 月に作成されており、新法令は 2004 年 9 月に公布された。

製品のカテゴリーは、WEEE 指令より 2 つ多い 12 になる。WEEE 指令のカテゴリー6 の電気電子工具が、庭園用工具とその以外の工具に二分される。また、小型家電と大型家電で家庭用に利用されない製品カテゴリーが新たに設けられた。

(2)ヴァロン：

製造業者に関連した問題を取り扱うため、製造業者責任命令を改正するための改正案が作成される。回収と処理施設に関しては、新たに命令案が作成される。

製造業者の定義は、電子メールやインタネットなどで他社に製造させながらも自社ブランドで販売する業者にも拡大される。

(3)ブリュッセル首都圏：

製造業者責任に関する命令の改正が 2004 年 6 月に成立し、7 月 28 日に公布された。回収と処理施設に関する新しい命令案も改正案と同時に成立したが、公布は改正案より遅れている。

２）回収：

(1)フランドル：

最低人口 7 万 5000 人に 1 つの回収場所が要求される。回収義務を満たす販売業者を示すため、販売業者は各販売店に廃電気電子製品引取り義務店の表示をしなければならない。

2004 年 7 月から、電球はすべて無償引取りされ、照明器具は同等品の購入を条件に無償で引取られる。

住民 1 人当りの回収重量 4kg という目標はすでに達成されているので、2004 年／5kg、2005 年／6kg、2006 年／7kg、2007 年以降／8.5kg という新しい目標が設定された。

(2)ヴァロン：

販売業者は各販売店に廃電気電子製品引取り義務店の表示をしなければならない。

一般家庭からの廃製品の場合、販売業者は、同等品の購入時に限り、廃製品を無償引取りする。卸売業者は販売業者から廃製品を無償引取りする。製造業者は卸売業者から廃製品を無償引取りする。

住民 1 人当りの回収重量目標は EU 指令通り、2006 年末まで最低 4kg とされる。

３）コスト負担：

(1)フランドル：

Recupel をベースに行われているが、製造業者はリサイクル保険や封鎖銀行当座勘定、義務を代行する第三者機関の証明書によって保証しなければならない。

(2)ヴァロン：

一般家庭からの廃製品で、製造業者が不明ないし存在しないものは、現製造業者が共同でコストを負担する。

一般家庭以外からの廃製品の場合、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の処理コストは、製造業者負担となる。それ以前に流通していた廃製品の場合は、同等品の購入がある場合に限り、廃製品が無償引取りされる。新製品の購入がない場合は、処理コストは最終ユーザ負担となる。なお製造業者と一般家庭以外の最終ユーザは、コスト負担に関して別途合意することもできる。ただしこの場合、合意内容はヴァロン管轄当局の許可が必要となる。

４）システムの確立：

前述した Recupel には、自治体施設の 100%近くが参加しているほか、約 1000 社弱の製造業者、輸入業者数が同システムに加入している。

５）ビジブルフィー：

Recupel では、ビジブルフィーが原則となっている。今後の取扱については検討中。

2.2.14.ポルトガル

１）法制化の状況：

ポルトガルでは EU 指令が成立する前の 2002 年 1 月に、廃電気電子機器の引取りとリサイクルのための製造業者責任を規制する法律 20/2002 が成立した。同法は、住民 1 人当りの回収重量を 2003 年末までに 2kg とする目標を設定していた。しかし、廃製品を管理するシステムまでは要求されていなかった。

EU 指令を法制化するための法規は現在まだ作成中で、以下は主に現段階での草案の内容である。

２）回収：

販売業者は新製品の購入時に、同等品を無償で引取る。新製品が自宅に納品される場合、廃製品は販売業者によって無償で回収場所に輸送される。

回収場所は、自治体施設、販売業者の施設、製造業者の個別、共同施設などが想定されている。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品の場合、製造業者が自治体施設、販売業者の施設、個別施設、共同施設を組み合わせた回収システムを確立する。

消費者は回収コストを負担する必要はないが、自治体業者が直接家庭から引取る場合は、料金を請求することができる。

製造業者は回収施設での保管、分別回収、処理、リサイクルのコストを負担する。ヒストリカル・ウエストのコストは、製造業者がその市場シェアに応じて負担する。

一般家庭以外からの廃製品に関しては、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の処理コストは、製造業者が負担する。それ以前に流通していた製品のコストは、同等品の購入がある場合は、製造業者が負担し、同等品の購入がない場合は、最終ユーザが負担する。

４）システムの確立：

製造業者はすべて登録が必要となる。登録は、製造業者団体と共同実施システムによって設立された機関によって行われる。製造業者は登録後、登録番号を請求書や輸送書類に表示しなければならなくなる。

製造業者は、実施システムを共同でも単独でも設立できるが、単独で設立する場合は、保証を提示しなければならない。また、2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品の処理を共同システムに依託し、それ以前の廃製品の処理を独自のシステムで行うこともできる。なお、共同システムへの加入は最低 5 年有効な契約がベースとなる。

産業界は、こうしたシステムを確立するため Amb3E という組織を設置している段階。また法律案は、官民を調整してシステムを管理する委員会（CAGREEE）の設置を求めている。

５）ビジブルフィー：

認められない。

2.2.15.ルクセンブルク

１）法制化の状況：

2 つの EU 指令を法制化するため、2002 年に環境省、商工会議所、手工業会議所、電気電子機器流通業界団体の代表による作業部会が設置された。作業部会によって作成された草案は 2004 年 4 月末に閣議決定され、5 月はじめに国会に提出された。

草案は EU 指令の製品カテゴリーをほぼ踏襲しているが、2006 年 7 月 1 日以前に流通した予備品は除外される。

ルクセンブルクの場合、電気電子製品が隣国で購入されるケースが非常に多いので、製造業者の定義が拡大され、他国にベースを置きながらもルクセンブルクで直接製品を販売する製造業者も、同国では製造業者とみなされる。

２）回収：

2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品で、一般家庭からの廃製品は、既存の自治体回収施設が回収の中心となる。販売業者は同等品の購入があれば、廃製品を無償で引取るが、貯蔵スペースがないなどの事情があれば、消費者に回収施設を指示するだけでもいい。販売業者によって引取られた廃製品は、販売業者によって無償で自治体回収施設に持ち込まれる。

製造業者は、一般家庭からの廃製品を引取るためのシステムを確立することもできる。この場合、第三者に委託することも可能。また、製造業者は一般家庭以外からの廃製品を引取るシステムを確立しなければならない。

なお自治体回収施設は、有害、危険なものであっても、すべての廃製品を引取らなければならない。

３）コスト負担：

一般家庭からの廃製品に関しては、製造業者は 2005 年 8 月 13 日から、最低限回収場所からの引取りコストを負担する。これは、それ以前に流通していた製品にも適用される。回収場所の定義はまだ確定していない。

製造業者は、流通してしまっている製品（ヒストリカル・ウエスト）の回収コストを負担するとの保証を提示しなければならない。これは、共同システムへの加入証明やリサイクル保険、封鎖銀行当座勘定などの形で行われる。ヒストリカル・ウエストのコストは、製造業者が現在の市場シェアに応じて負担する。

一般家庭以外からの廃製品に関しては、製造業者は 2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品のコストを負担する。それ以前に流通していた製品のコストは、同等品の購入がある場合は、製造業者が負担し、同等品の購入がない場合は、

最終ユーザが負担する。
４）システムの確立：
製造業者、販売業者、その他第三者受託者は、独自ないし共同でこれらの義務を遂行することができる。ただし、共同システムは環境省の許可を必要とする。また、独自に実施する者は、独自に実施する旨を書式で環境省に届け出なければならない。
共同システムは、加入者以外の廃製品を処理した場合、そのコストを当該製造業者に請求することができる。
SuperDrecksKescht fir Biirger が一般家庭からの有害廃棄物を回収するパイロットプロジェクトとして 1985 年に立ち上げられた。対象となる廃棄物は拡大されてきており、同組織が電球などの実施システムのひとつになる見込みである。
なお、商工会議所と販売業者団体は 2004 年 2 月、回収・処理システムの管理と支援を行うための非営利組織 ECOTREL を設置した。同組織は加入者の資金保証も行うことになるとみられる。
５）ビジブルフィー：
ビジブルフィーは 2011 年 2 月 13 日まで認められる。大型家電製品の場合は、2013 年 2 月 13 日まで認められる。それ以降は、分離表示は認められない。これは、ルクセンブルク以外から製品を同国で販売する場合にも適用される。

2.3.新構成国
新構成国については、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、スロバキア、チェコ、ハンガリーの申請に応じて、2004 年 3 月 30 日の理事会決定（2004/312/EC）によってこれら 7 カ国に対して、WEEE 指令第 5 条第 5 項第 1 文と第 7 条第 2 項に規定されている期限が延長されることになった。
もともとの指令は、住民 1 人当りの最低回収量 4kg の目標達成期限を 2006 年末（第 5 条第 5 項第 1 文）、部品や材料、素材の再使用、リサイクル率に関する目標達成期限を同じく 2006 年末までとしているが（第 7 条第 2 項）、これらの期限はスロベニアに対しては 12 カ月（2007 年末）、エストニア、ラトビア、リトアニア、スロバキア、チェコ、ハンガリーの 6 カ国には 24 カ月（2008 年末）猶予される。
他のキプロス、マルタ、ポーランドの 3 カ国は、当初他の 7 カ国と一緒に期限猶予の申請を行わなかったが、その後同様の申請を行ったことから、これら 3 カ国に対しても 2004 年 4 月 26 日の理事会決定（2004/486/EC）によって、目標達成期限が 24 カ月（2008 年末）猶予されることになった。
なお、従来の構成国であるギリシアとアイルランドに対しても、WEEE 指令

は地理的条件や消費状況、処理インフラの状況を配慮して、これらの目標達成期限を 2 年を上限として猶予することを認めている。

2.3.1.エストニア

１）法制化の状況：

WEEE 指令の法制化は、1998 年の廃棄物法の改正、廃電気電子機器法令の作成、関連規則の作成、改正などによって実施される。

廃棄物法の改正は 2004 年 5 月に終了し、保証問題やヒストリカル・ウエストのコスト負担、回収システムの原則などが規定された。新しい廃電気電子機器法令に関する政府内審議は 2004 年 8 月末までに終了した。

２）回収、コスト負担：

製造業者が廃製品の回収、処理に責任を負う。なお、保証は実施システムへの加入によって満たされたとみなされる。

３）システムの確立：

2004 年 5 月、3 つの産業団体（ITL、貿易業者組合、CECED）は EES-Ringlus プロジェクトを立ち上げた。プロジェクトは、2005 年 9 月までに実施システムを組織することを目的としている。

2.3.2.キプロス

１）法制化の状況：

草案は、まだ審議段階。法務大臣の承認を得て、閣議決定され、国会に提出される予定。

２）回収、コスト負担：

製造業者／輸入業者が回収（自治体ではない）、分別、輸送、処理の費用を負担することになる見込み。

３）システムの確立：

登録は、統計局の環境部によって行われる予定。

キプロスには、関連する製造業者はない。輸入業者、流通・販売業者はシステム確立に関してまだ準備をしていない。

2.3.3.スロバキア

１）法制化の状況：

WEEE 指令の法制化は、廃棄物法の改正、リサイクル率を規定する法令の作成、表示方法や廃製品の保管方法を規定する省令によって実施される。

廃棄物法の改正案は 2004 年 8 月に閣議決定され、国会での審議は 10 月にはじまった。

２）回収：
　製造業者が一般家庭からの回収（直接の回収、回収施設からの回収を含む)、輸送、処理のすべてに責任を負う。
　また、販売業者はこれまでの自主的な引取りシステムを維持できるほか、さらに拡大することもできる。
３）コスト負担：
　2001 年の廃棄物法 223/2001 はリサイクル基金の設置と、特定の消耗製品と容器包装に関して、製造業者／輸入業者に対して製品税として基金への支払いを規定している。製品税の額は命令 516/2001 で規定され、当該製品や材料の回収とリサイクルに必要と推定される額がその基準となっている。たとえば現在、電気電子製品の製品税は 12 ユーロ／kg で、水銀灯の製品税は 15 ユーロ／kg となっている。
　すでに製品税の対象となっている製品の製造業者／輸入業者は現在、リサイクル目標と実際のリサイクル率の差に応じて製品税を基金に支払わなければならない。
４）システムの確立：
　関連業界団体 CECED が実施システムの設置を計画している。その他、大手企業 1 社が独自の実施システムの設置を計画している。

2.3.4.スロベニア
１）法制化の状況：
　WEEE 指令を法制化するための法令案について検討中。
２）回収：
　2001 年の法律によって、自治体は 2003 年末までに一般家庭からのゴミを分別回収する回収施設を最低 1 カ所設置することが義務付けられた。そのため、自治体は粗大ゴミなどの引渡し場所や引取りシステムを組織したが、こうした場所では廃電気電子製品､主に白物が引渡されている｡現在の回収システムは、月毎に一般家庭から廃棄物料を徴収することで運用されている。小型の廃製品は一般のゴミと一緒に処分されている。
　こうした状況から、政府は 2007 年に約 8000 トンの廃製品が回収できれば、スタートとしては上出来だとしている。
３）コスト負担：
　廃電気電子機器法の作成によって、廃製品に対して環境税が課税させる見込み。
４）システムの確立：
　廃製品の回収、処理を行うシステムが設置され、そのための公共入札が行わ

れることになるが、まだ、具体的な動きは見られない。

2.3.5.チェコ

１）法制化の状況：

廃棄物法の改正によって WEEE 指令の原則を規定し、省令の形で実際の規則を規定することが計画されている。

廃棄物法の改正案が作成され、国会に提出された。改正案はさらに上院、首相、大統領の承認を必要とし、成立するのは 2005 年はじめ頃になる見込である。なお、改正案は下院を通過した段階で、英語に翻訳される。

省令は、法律の改正案が下院を通過しない限り、最終案が確定しない。

なお、改正案の内容はほぼ EU 指令に準じており、リサイクル率の達成期限も 2008 年末と規定されている。

２）回収、コスト負担：

2003 年 1 月から、一般家庭からの冷蔵庫と電球の分別回収が自治体によって行われているが、それを廃電気電子機器全体に拡大させるべきかどうか、まだ検討されている。

そうなった場合、製造業者／輸入業者は自治体側で発生したコストを負担しなければならなくなる。

３）システムの確立：

環境省は 2004 年中に製造業者／輸入業者による共同システム（単独ないし複数）が設置されることを期待していた。しかし、業界側は WEEE 指令をベースとしたこの種のシステムの確立に関して政府から十分な情報をもらっていないとし、まず政府主導で WEEE 指令法制化に向けた議論が開始されたことを歓迎した。

2.3.６.ハンガリー

１）法制化の状況：

関連団体等との審議後、WEEE 指令を実現するための法案が作成され、閣議決定後国会に提出された。

２）回収、コスト負担：

自治体が廃製品の分別回収を行い、製造業者／輸入業者がそのコストを負担することになるとしている。

2008 年末までの猶予期間に関して、環境省は毎年の回収、リサイクル率の目標を設定する計画。そのため、製造業者／輸入業者の引取り義務を、廃製品が出た年の市場シェアに応じて算出することが検討されており、引取り量は 2005 年をはじめとして、毎年引き上げられ、最終的に 2008 年までに住民 1 人当り

の最低回収量 4kg という目標を達成する計画である。

ハンガリーでは 1995 年の法律で、エアコン、家庭用／産業用冷蔵・冷凍庫、製氷機に製品税を課すことが規定された。それによって、廃製品の処理コストを徴収しているわけだが、2002 年後半以降、規定されたリサイクル率が達成されると、製品税を免除する制度が導入されている。これは、民間による処理のほうが安く上がることから、製造業者／輸入業者が民間の処理システムに加入することを刺激するためのものであった。

しかしそれによって、廃製品の処理に必要な製品税収が減収するという問題が生じ、製品税が頻繁に変更される事態を招いた。そのため、処理業界は製品税の廃止を要求しているが、政府はこれまでのところ製品税を他の電気電子機器に拡大させたい意向である。

政府の意向とおり、製品税がすべての電気電子機器製品に拡大された場合、回収業者や処理業者が公共入札の形で選択されることになるとみられる。

４）システムの確立：

製造業者／輸入業者の保証は、実施システムへの加入で十分とされる。登録機関は、環境管轄機関など政府機関に設置される見込で、将来は流通・販売業者も登録が必要になるものとみられる。

政府は、実施システムが個別になるのか、共同のシステムになるかは、産業界の判断に委ねる意向。これまでのところ、産業界からは共同システムを確立するという声は上がっていない。しかし、電気電子機器産業団体 CECED と処理産業団体 KSZGYSZ は、共同実施システムへの参加企業を獲得する動きを開始したほか、処理業者の中には独自の処理サービスのため、クライアント獲得に動いている業者もある。

2.3.7.ポーランド

１）法制化の状況：

WEEE 指令を法制化するための命令案が作成され、2004 年 6 月に関連省庁、関連団体などに提示された。環境省は、その結果に応じて命令案を一部修正することになる予定。

同省によると、命令案は WEEE 指令の内容に非常に近いものになっているという。リサイクル率なども EU 指令に準じている。

２）回収：

自治体が廃製品の回収場所を十分に設置しなければならなくなる。販売業者は同等品の購入時に廃製品を引取らなければならない。ここで、自治体の回収施設と販売業者は、回収した廃製品を記録するとともに、その後の引渡し施設や業者に関しても記録しなければならない。

製造業者は、自治体ないし販売業者によって回収された廃製品の引取りと処理に対して責任を負う。製造業者はこれを共同システムで実施することができる。ただし、こうした共同システムは製造業者によって設置ないし投資されたものとする。

３）コスト負担：

ポーランドでは 2002 年から、産業用冷蔵・冷凍庫、ヒートポンプ、電球のリサイクル率を設定して（毎年引き上げられる）、それが達成できない場合に、製品税を課す制度が実施されているが、同様の制度が電気電子機器にも導入される。対象は WEEE 指令に規定された 10 の製品グループで、グループ毎に製品税額が命令の形で規定される。最高税額は 4 ズロッティ／kg となる予定で、税額はインフレ率に応じて引き上げられる。

製造業者は、目標を達成できないと、目標のリサイクル重量と実際のリサイクル重量の差に対して製品税を支払う。税収は行政側のコストを差し引いた後、国家環境保全基金の資金として、廃製品の処理・リサイクル、分別収集などに関する消費者教育、リサイクル技術の開発などに利用される。

さらに製造業者は、処理・リサイクルの資金があることをデポジットないし銀行保証、ポーランドの保険会社発行の保険証券で保証しなければならない。これまでの草案は、共同システムに加入することによって保証するという可能性については述べていない。

製造業者は、廃製品の処理によって発生するコストを請求書に別途表示することで流通・販売業者にそのまま請求することができる。流通・販売業者はそれを購入者から回収することになるとみられる。

４）システムの確立：

登録は、貿易監督局の主任検査官に申請する。登録には、前述した資金保証が必要である。製造業者毎の市場シェアは、貿易監督局の主任検査官の管轄で決定される。

容器包装のリサイクルでは、製造業者／輸入業者の委託を受けた回収組織が約 40 組織もできて混乱していることから、政府は設置される回収組織を制限する意向である。

５）ビジブルフィー：

流通・販売業者は、製造業者から請求された処理コストを消費者に知らせることを義務付けられる。

2005 年 8 月 13 日以降に上市される製品では、製造業者の登録番号と EU 指令に準じた破棄禁止マークが施されていなければならない（製品自体に無理であれば、包装や保証書でも認められる）。販売業者は、登録番号のない製品を販売してはならなくなる。

2.3.8.マルタ

１）法制化の状況：

WEEE 指令の一部の内容は、2004 年 9 月に施行した環境寄与法によって法制化された。同法は、電気電子機器製品、その他の製品に環境税を課税することを規定している。環境税は最初に売上税付きで製品を購入する場合にだけ課税される。ただし環境税は、当該の廃製品がリサイクルされる限り、担当大臣の承認によって、一部ないし全額が免除される。

また､製造業者／輸入業者が当該製品の引取りを行うか第三者に委託すれば､環境税は一部ないし全額免除されることも可能。

２）システムの確立：

廃製品の回収システムが確立されて、それが政府によって承認された場合、環境税をそのための資金に流用することが検討されている。

2.3.9.ラトビア

１）法制化の状況：

全体で 7 つの法規によって EU 指令が国内で法制化される。そのうちのいくつかはすでに施行しているが、法制化で重要な法規となる国家資源課税法の改正案がまだ作成段階にある。

廃棄物管理法の改正はすでに終了したが、ここでは WEEE 指令における定義や製品デザイン、一般家庭からの回収、製造業者責任を実現するための資金調達方式などを規定している。

問題の国家資源課税法の改正では､電気電子機器への課税が計画されている。この種の租税としてすでに容器包装税があり、製造業者がリサイクル率などの法的な義務を満たせば､税率が 80%軽減される仕組みとなっている｡政府側は､同様の制度を電気電子機器にも導入したい意向。課税対象となる機種の選定やヒストリカル・ウエストの取扱い、登録方法などはまだ決定されていない。

リサイクル率などの目標を設定する廃棄物管理計画の改正は､2005 年中頃までになる見込みである。

２）システムの確立：

産業界側では、まだ具体的な動きは見られない。国家資源課税法の改正による課税問題が解決しない限り、実施システムの確立に向けて新しい展開は起こらないとみられる。

2.3.10.リトアニア

１）法制化の状況：

複数の法規によって、EU 指令が法制化される。しかし、そのすべてがまだ作成、審議段階で、草案が頻繁に修正されている。

リサイクル率の目標設定は、廃棄物管理計画の枠内で行われる予定である。

２）回収：

一般家庭からの回収は、自治体ではなく、製造業者の責任となる可能性が高い。

３）コスト負担：

ラトビア同様、電気電子機器に課税制度を設け、リサイクル率などの法的義務を満たさない企業に租税を支払うことを義務付けることが計画されている。

４）システムの確立：

製造業者と輸入業者の業界団体 INFOBALT が共同の実施システムを確立する意向を示している。